

告 示

埼玉県告示第百六十二号

土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第六条第四項の規定により、平成三十年埼玉県告示第百九十号により指定した区域の指定を次のとおり一部解除する。

平成三十一年三月一日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 要措置区域としての指定を解除する区域

別図のとおり（埼玉県東松山市神明町二丁目五千五百十四番一の一部及び五千五百二十八番二の一部）

二 土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類

六価クロム化合物

三 講じられた指示措置等

基準不適合土壤の掘削による除去

別図

【格子の回転角度】

起点を支点として、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して 10m 間隔で引いた線を右に 32°回転させて得られる線により、調査対象地を区画した。

